

資料－3

第16回 維持管理・環境管理専門委員会

2016年9月8日

全体構想の見直しについて

1. 全体構想書の見直しについて

○第43回 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会（平成28年7月26日）において、目標の見直しに関する提案がなされ、具体的な内容について、維持管理・環境管理専門委員会で検討することとなりました。

【協議会の目標変更に関する議事録の抜粋】

- 全体構想書の目標種を示す生態系ピラミッドへのコウノトリの追加や、整備地で現計画よりもさらに深く掘削する場所を設ける変更等の意見が出た。コウノトリを対象とした整備の検討については、維持管理・環境管理専門委員会で議論し、全体構想変更等も含め早急に協議会で議論する必要がある。
- 全体構想書および実施計画の内容変更に関しては、河川整備計画で示されている調節池事業の内容を踏まえて、検討する必要がある。

○荒川太郎右衛門自然再生協議会では、過去、全体構想書の作成、見直し、実施計画書の作成を行っています。その検討には時間をかけて丁寧に行われてきました。

- 全体構想書の作成 第1回～第5回の協議会
平成15年7月5日に検討を開始し、平成16年3月31日に公表（検討期間270日）
- 全体構想書の変更 第10回～第14回の協議会
平成17年6月11日に検討を開始し、平成18年5月1日に公表（検討期間320日）
- 実施計画の作成 第15回～第27回の協議会
平成18年5月28日に検討を開始、平成23年1月に作成・公表（検討期間約5年）

○全体構想の変更は、止水環境から止水＋流水環境への変更について検討がなされています。

○実施計画の作成には、試験施工を行い、知見を得ながら整備の内容が検討されています。

維持管理・環境管理専門委員会で検討すべき事項

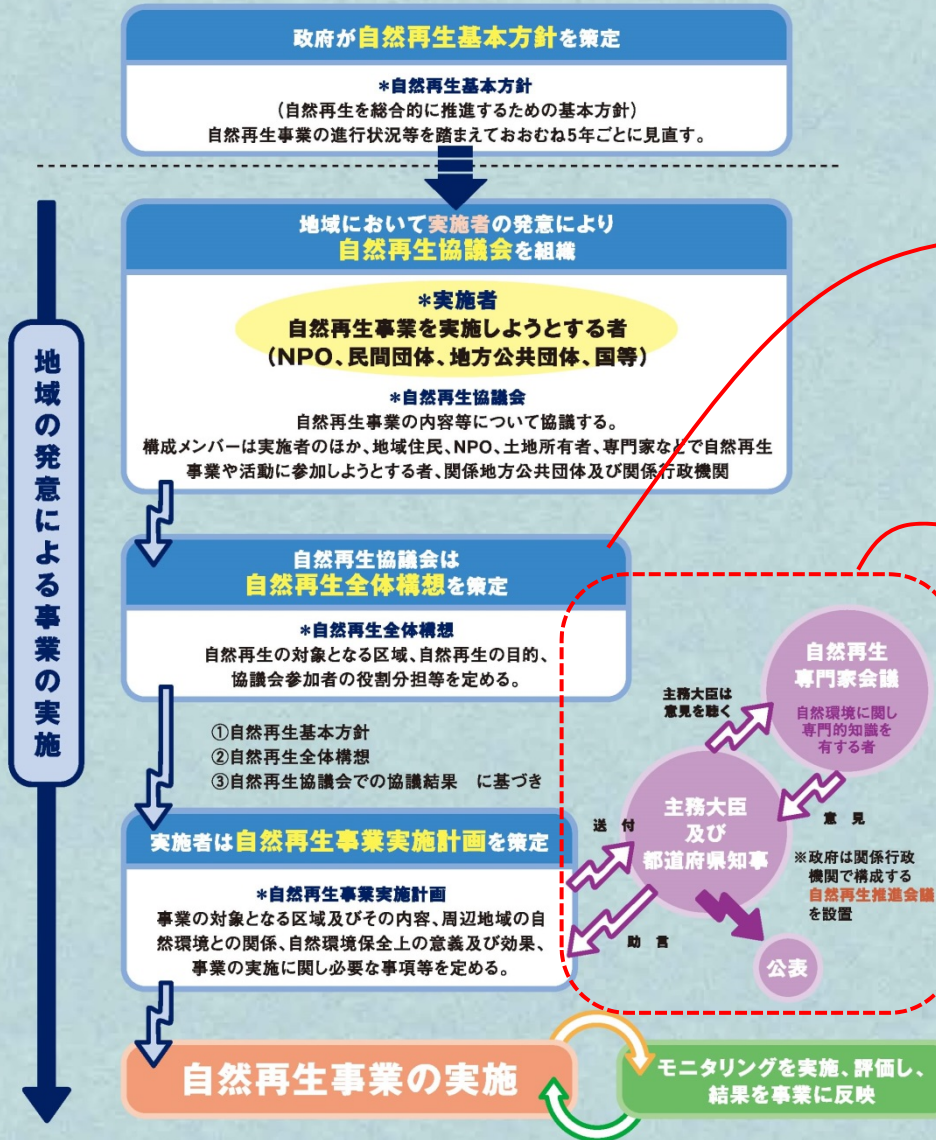
維持管理・環境管理専門委員会で検討すべき事項について議論が必要です。

【検討事項の例】

- ①目標変更（コウノトリ等）の主旨の確認と、目標変更に伴う必要な手続き
および関連して変更すべき計画書の内容の有無
- ②全体構想書の変更の期限
- ③現在の実施計画書の変更、もしくは第Ⅱ期実施計画書の作成と実施者およびその内容
- ④実施計画の変更、もしくは第Ⅱ期実施計画書の作成に係る手続き
- ⑤その他検討すべき事項

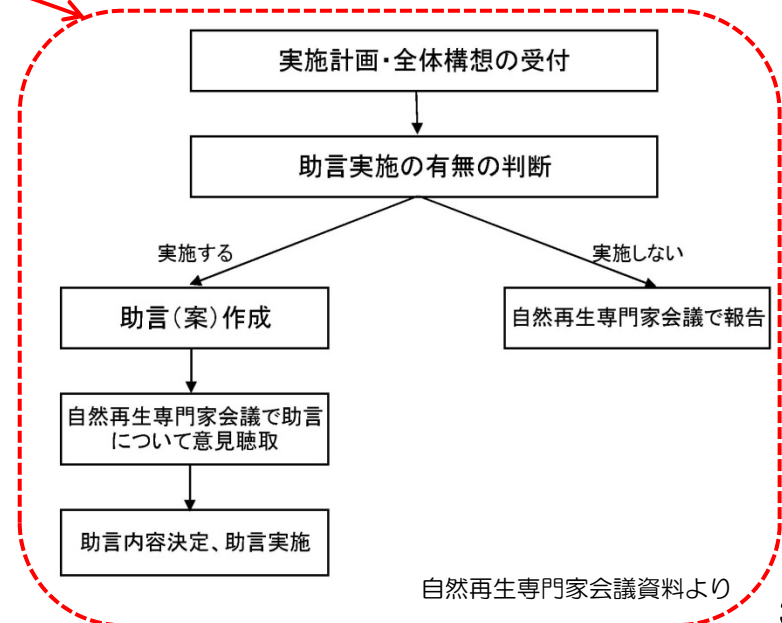
2. 自然再生推進法の手続き

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ



• 全体構想の策定は、協議会が作成すればよく、必要な手続きは明記されていない。
→ 全体構想のみを変更しても実施計画が作成できないと具体化しない。
→ 目的が変更されない場合は、自然再生計画の改定の必要なし（過去の経験より）

• 実施計画の策定に際して、全体構想・実施計画を送付し助言を受ける。助言実施の判断は専門家会議が行う。
→ 国土交通省が予算を確保して実施する場合には、**必要性、整備の具体的な内容、コスト、効果**についてきちんと説明することが求められる。



2. 自然再生推進法の手続き

○自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立状況一覧(全国)

現在全国各地で25の自然再生協議会が設立され、それぞれの地域において全体構想及び実施計画の作成などが進められています。

全体構想の変更は太郎右衛門のみ

	協議会名	位置	概要	構成員数	全体構想作成日	実施計画作成日
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	乾燥化が進む旧水路において湿地環境の保全・再生および壮年化した河鮮林の保全・再生を検討。	38	H16.3.31 H18.5.28変更	H23.1.28
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。	112	H17.3.31	H18.1.31/雪裡・幌呂 H18.2.28/達古武 H18.1.31/南標茶 H18.8.1/茅沼地区 H18.8.1/久香呂川 H19.9.6/雷別 H24.5.30/幌呂 H25.2.19/達古武湖
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の麻機沼における植物の回復等自然環境の保全・再生を検討。	97	H19.3.1	H20.12.8
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生を検討。	36	H20.3.21	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	竹林の侵入が進む神於山においてクスギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシ・シイを中心とする常緑樹林帯の再生を検討。	45	H16.10.21	H17.6.1
6	椴原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを検討。	36	H17.1.26	H17.3.31
7	権野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	権野川河口域・干潟の自然環境を再生し維持していくことを検討。	62	H17.3.31	—
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生を検討。	38	H17.11.27	H18.11.27/A区間 H19.9.14/B区間
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承を検討。	71	H17.3.12	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生を検討。	32	H18.3.31	H18.10.30
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。	48	H18.2.2	H18.7.13/国土交通省 H21.7.2/環境省 H24.5.28/農林水産省
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生を検討。	36	H18.9.13	H18.10.16/第一次 H24.11.28/第二次
13	彌生干潟自然再生協議会	宮城県	シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討。	22	H18.9.16	H20.3.29
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	かつて草地として開発された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを検討。	14	H18.3.31	H18.10.20(第1期) H21.4.27(第1期変更) H23.3.23(第2期)
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	サンゴを中心とした海洋生態系の回復を図ることを検討。	54	H18.3.31	H23.7.29
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	阿蘇の草原の維持、保全及び再生を図ることを検討。	236	H19.3.7	H21.3.4(野草地) H25.3.12(野草地(第2期)) H23.3.10(草原湿地)
17	石西礫湖自然再生協議会	沖縄県	優れたサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を少なくするとともに、サンゴ群衆の修復などを通じてのサンゴ礁生態系の再生を検討。	112	H19.9.1	H20.6.13
18	竜串自然再生協議会	高知県	竜串湾のサンゴを再生するため、海底に堆積した泥土の除去や、森林や河川などからの土砂流出、周辺地域からの生活排水など、流域からの様々な環境負荷を抑制することを検討。	71	H20.3.28	H22.1.28
19	中海自然再生協議会	島根県 鳥取県	戦後の開発や生活雑排水の流入などにより失われた中海全域の自然環境の再生を検討。	82	H20.11.22	H24.3.10
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会	宮城県	周辺の農村環境や地域の人々の生活と共存しながら、豊かな水生植物群落を復元し、多様な水鳥、在来魚が生息していた湿地環境、湿原景観を再生することを検討。	37	H21.10.31	H22.11.3
21	久保川イートープ自然再生協議会	岩手県	ため池等での外来種対策、適切な管理による雑木林や河畔域の生物多様性の保全再生を図り、恵み豊かな里地里山の自然を次世代に引き継ぐことを検討。	30	H21.5.16	H21.5.16(ため池) H22.5.16(広葉樹林)
22	上山高原自然再生協議会	兵庫県	スギ等の人工林の広葉樹への転換と二次的自然であるスキ草原の再生を検討。	10	H22.3.21	H24.1.13
23	三方五湖自然再生協議会	福井県	三方五湖の湖沼環境の保全・再生を検討。	62	H24.3.4	H25.3.3
24	多々良沼・城沼自然再生協議会	群馬県	多々良沼・城沼の湖沼環境を保全・再生し、新たな人との関わりの創出を検討。	56	H24.1.22	H26.1.26
25	高安自然再生協議会	大阪府	高安地域の里地里山の水循環系を保全し、外来動植物対策や管理放棄が進む雑木林や水辺の適切な管理を通じて、絶滅危惧種であるニッポンバラタナゴを含む生物多様性の保全再生を検討。	22	—	—

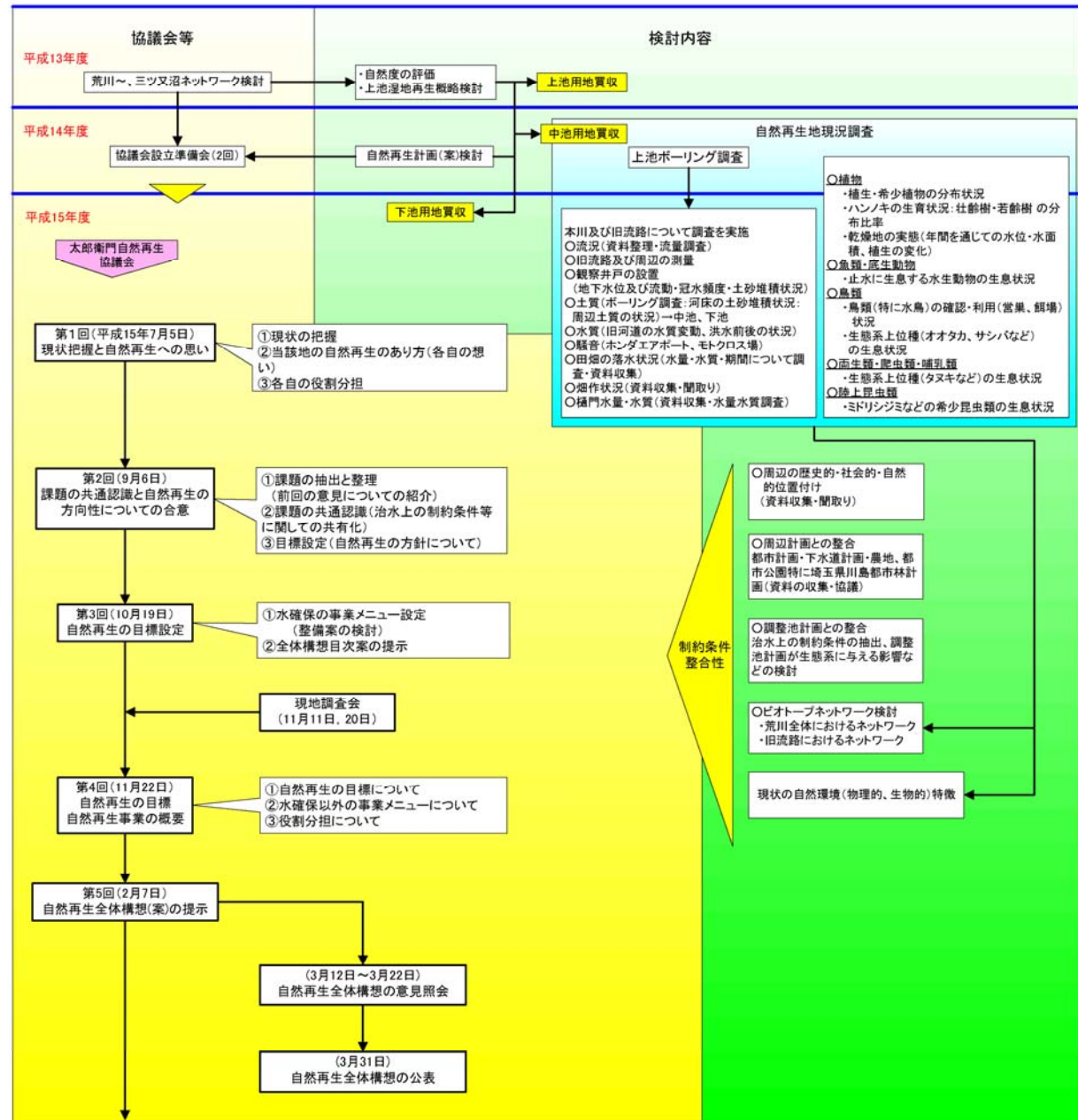
3. 全体構想書作成経緯の整理

【全体構想書のとりまとめ】

○平成15年度中の全体構想書のとりまとめに向けて5回の協議会を実施。

• 方向性について合意
 基本的には湿地環境で、多少流れる所があっても良い、また、非常に大きな工事は避けたいが、水は確保したい。

○第5回の協議会のあと、3月12日～22日の意見照会を経て平成15年3月31日に全体構想書を公表



3. 全体構想書作成経緯の整理

計画に関する速記録の主要な内容の整理

<協議会設立の前に、設立準備回を2回開催>

<平成15年7月（第1回協議会）>

- 【「荒川流域みらい会議」との整合性】
- ・「みらい会議」は河川整備計画（30年後）を議論するもの
 - ・「自然再生協議会」は自然再生推進法に基づくもの
 - ・地区を限定した自然再生計画を先に実施し、全体に広げていく

【WGにわかれた意見交換】

- ・4つのWGに分かれて意見交換を行い、139項目（重複含む）の意見が出された。

<平成15年9月（第2回協議会）>

前回の意見交換とアンケートより主要2テーマを設定

- ①現在の湿地環境を大事にしてい
- ②蛇行河川に戻したい

4つのWG毎に意見交換の結果を発表し意見交換

【A グループ：行森委員発表】

1. 水の確保をどうするか。（ポンプを使ったような水揚げの仕方は継続が難しい。かつ、後世に批判される様な事はしたくない。）
2. 自然生態系を河川に戻すために、ある程度の攪乱や氾濫があるような状態に管理したい。
3. 流水か止水かについては、今後、（現実的に）可能な方向でまとめたい。

【B グループ：今野委員発表】

1. 大規模な工事を伴うようなやり方はしない。
2. 現在の湿地環境は、最大限残した方がよい。
3. 小さな流れが欲しい。（旧流路にこだわらず、何か流れがあった方がよい。）
4. 水の確保に湧水や雨水の利用が考えられる。（大規模な工事に関連して）

【C グループ：木内委員発表】

1. 乾燥化は防ぎたい。（ただし、本川の水をそのまま入れるというのは環境が激変する。そんな乱暴な話はない。）
2. 流れは欲しい。（旧流路の一部に）
3. 長期的な視野で、本川と旧流路のあり方を考えていきたい。
4. 水の確保に湧水や雨水の利用が考えられる。

【D グループ：後藤委員発表】

1. 乾燥化を防止した上での現状維持。（乾燥化の防止を大きな問題として認識）
2. 冠水頻度を高める。

【質疑応答での事務所長の回答】

- ・必要があれば民地の国有地化を実施
- ・サーキットや飛行場については占用許可の権利があるので容易ではない。

【質疑応答での事務所長の桶川市の回答】

- ・セーフティパークの話が出ましたが、この場所は現状で湿地の形態を整えています。将来的にはそこも（自然再生地区に）含めるべきとの意見が多く出ており、桶川市としてもそういった事柄を含めて議論していただければ、市として何ができるかを検討しつつ、全面的に協力をしていきたいと考えています。

【モトクロス場の自然地化への反対意見もあり】

- ・当該地はモトクロス場として、25年間大会を開催してきて、地の利にも恵まれた場所にあります。あの会場がある川島町や桶川市にとっても、あの会場のメリットはあるのではないのでしょうか。まちおこしも絡めて、色々な整備の問題をクリアして、企業・行政・住民とが協力して、共存共栄の道を探るべきだと思います。再生できた自然にふれあいながら、あの様な施設を皆に有効活用してもらおうのが良いのではないのでしょうか。あくまで、周辺住民との協議をした上で、方向性を決めてもらいたいと思います。土地買収がどうこう、という話が先行しないしてほしいと思います。

3. 全体構想書作成経緯の整理

計画に関する速記録の主要な内容の整理

<平成15年10月（第3回協議会）>

- 前回の意見交換で大まかな一致が得られた。
基本的には**湿地環境で、多少流れる所があっても良い、また、非常に大きな工事は避けたいが、水は確保したい**、などといった内容で皆様の意見の一致を得ています。
→ 事務局より課題の水の確保方策の複数案を説明

【意見交換】

- 水の確保策への質問の他に、調節池に関する質問があり。前回の合意は合意でよいのですが、それ以外の話として**対象地域の拡大等**があり、また今回の**第四調節池の計画が自然再生地と重なっているが、そういった場合に自然再生計画がどの様になって行くのか**、また計画の調整等はどうなっていくのでしょうか。その辺について不安があります。

【事務局回答】

- あまり（対象地を）広げすぎると話がまとまらないので、**対象地は旧流路周辺のみとした**、という認識が私にはあります。前回の合意事項で**本川の環境も今後の課題とする**との話もありましたが、今回議論するのは旧流路についてのみであり、**将来的に対象地が広がるかもしれない**が、当面は対象地域を旧流路のみにさせていただきたいとの解答を（前回）した記憶があります。
- それから**第四調節池の工事は実際には100年後頃**であり、私自身はその時に考えれば良いと考えています。

【4つのWGに分かれて事業メニューを検討】

- 検討結果のまとめは以下の6項目
 1. 雨水の利用を図る
（近辺の高水敷の水を集める、場合によっては農業用水）
 2. 掘削をして上池に水を集める（3m程度）
 3. 高水時に本川から導水する
 4. 池の連結を図る（手法は検討）
※横堤に1.5×1.5程度のボックスは問題なしと返答
 5. モニタリング重視（→順応的管理）
 6. 市野川の水を引く（湿地を使った浄化、コストを下げる）

<平成15年11月（第4回協議会）>

- 主に目標と上池、中池、下池をどのような形にしていくかという事について議論（4つのWGで検討・発表しとりまとめ）

【自然再生目標】

- 荒川太郎右衛門地区で過去に確認されていたような多様な生き物が住めるような多様な環境を再生する。
- 現況の湿地環境を保全するにあたって、荒川本川水、雨水、湧水等の自然な水を用い、開放水面を拡大するものとする。
- 周辺地区も含めたエコロジカルネットワークの核となる自然再生地とする。
- 約70年前の蛇行形状が今なお変わらず存在する、歴史的に貴重な荒川旧流路の保全を行う。
- 治水については別文
 - 「洪水にも強い河川整備」という文言については、河川事業ということからは考える必要があるが、この文章は、自然再生の目標としてはそぐわない。

【事業の概要について】

- 事業の概要については、事務局案でおおむね了解。
- 池の接続については、さらに検討する。
 - 各池ごとに異なる種があり、安易に接続して良いのかとの意見がいくつかのグループから出されており、検討が必要である。
- 湿地の拡大（民地の協力をいただくことも検討）
 - 市野川からの導水浄化施設予定地、旧モトクロス場、周辺の民地についても湿地化を検討する。湿地を拡大してより上位の生物が生息できる環境にする。
- 利用のあり方、人とのかわり方のルール作り
 - 狩猟、ゴミや騒音に対する問題に対するルール作りについても事業の中に組み込む必要がある。
- 上池地区の旧モトクロス場も湿地環境の対象とする。

3. 全体構想書作成経緯の整理

計画に関する速記録の主要な内容の整理

<平成15年11月（第5回協議会）>

- ・「全体構想（案）」について議論

【意見交換の結果とりまとめ】

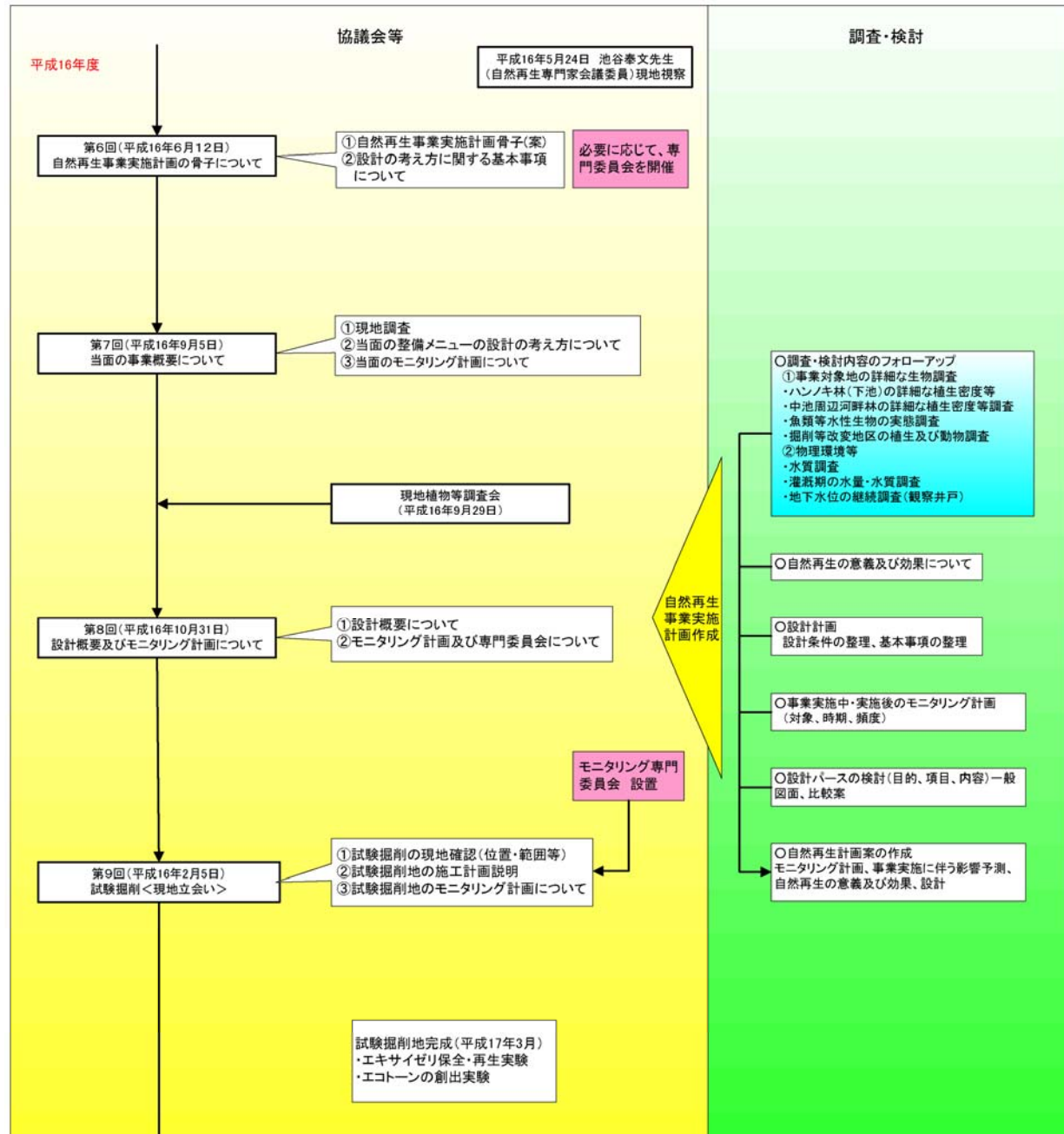
- ・6つの目標の決定
 - ①現状の湿地環境の保全
 - ②過去に確認された生物が住める環境の再生
※かつて確認されたが、近年確認されていない希少種6種（ピラミッドの赤文字）の再生
 - ③荒川エコロジカル・ネットワーク
 - ④多様な水深の開放水面の拡大
 - ⑤蛇行形状の保全
 - ⑥治水面からもプラス
- ・エリアについては、東西は今の堤防のところということで、とりあえずは決めたいと思います。ただ、横のつながりは色々考える必要があるかと思いますが、区域についてはこのエリア（堤防まで）でスタートするというのが、この協議会での合意事項です。

4. 全体構想書変更経緯の整理

【全体構想書の変更】

○平成15年度中の全体構想書の作成を受けて、実施計画の検討を第9回まで実施。

○第9回の現地見学の協議会でネクスト荒川プランについて説明することを予告。



4. 全体構想書変更経緯の整理

計画に関する速記録の主要な内容の整理

<平成16年6月（第6回協議会）>

- ・荒川上流河川事務所 河川環境課 設置
- ・事業実施計画の骨子、設計の考え方の検討

<平成16年9月（第7回協議会）>

- ・現地見学
 - 1.本川からの導水箇所 → 呑み口
 - 2.雨水利用（集水路設置箇所） → 河岸沿い
 - 3.上池・試験掘削箇所 → ワンド整備箇所（上池）
- ・会議
 - 1. 当面の整備メニューの設計の考え方について
 - 2. 当面のモニタリングについて

【検討した事務局案】

(1)【水確保】雨水の利用（上池・I期）

- ・空港施設及び高水敷牧草地を集水域とし、現況の高水敷の排水勾配を考慮して雨水を集水する。
- ・本川河岸沿いを通り、下流側で高水敷を横断し、セーフティパーク跡地を経由して、上池へ流入させる。なお、水路線形は雨水集水機能を最優先に考え、蛇行させない。

(2)【水確保】高水時の本川からの導水（上池・I期）

- ・本川と上池との接続部を切下げ高水時における本川からの流入頻度を高める。
- ・水路呑み口の敷高は、地下水の本川への流出を防止するために、AP+10.30m（地下水位相当）とする。洪水の流れに耐える構造とするため、越流部はカゴマット構造とする。

○水路敷高・構造（②）

- ・水路敷高は上池の掘削高さに合わせて AP+9.50m（*1）とする。水路の法面は既設カゴマットの発生材を用いて石張とする。

(3)【水確保以外】ワンド・エコトーンの創出（上池・I期）

- ・空港施設と上池との間の公有地を有効利用し、現況地形を活かしながらワンド及びエコトーン帯を設定する。現況の池（①）とクヌギ林（②）は保全する。

<平成16年10月（第8回協議会）>

- ①設計概要について
- ②モニタリング計画及び専門委員会について
生態系モニタリング専門委員会設置の決定

【検討した事務局案】

1.第II期整備内容

- ・上池 上池の掘削
- ・中池 湿地帯の創出、河畔林の保全
- ・下池 湿地帯の創出、ハンノキ林の保全・再生
- ・下池 下池下流部の嵩上げ

2.第III期整備内容

- ・上池 池の連結
- ・上池 市野川からの導水の検討
- ・上池 旧モトクロス場の湿地化
- ・中池 農業用水、及び周辺の水の利用
- ・中池 旧モトクロス場の湿地化
- ・下池 農業用水、及び周辺の水の利用
- ・下池 池の連結

<平成17年2月（第9回協議会）>

- ・現地見学
- ・試験掘削モニタリング計画
- ・エキサイゼリ保全再生試験箇所

4. 全体構想書変更経緯の整理

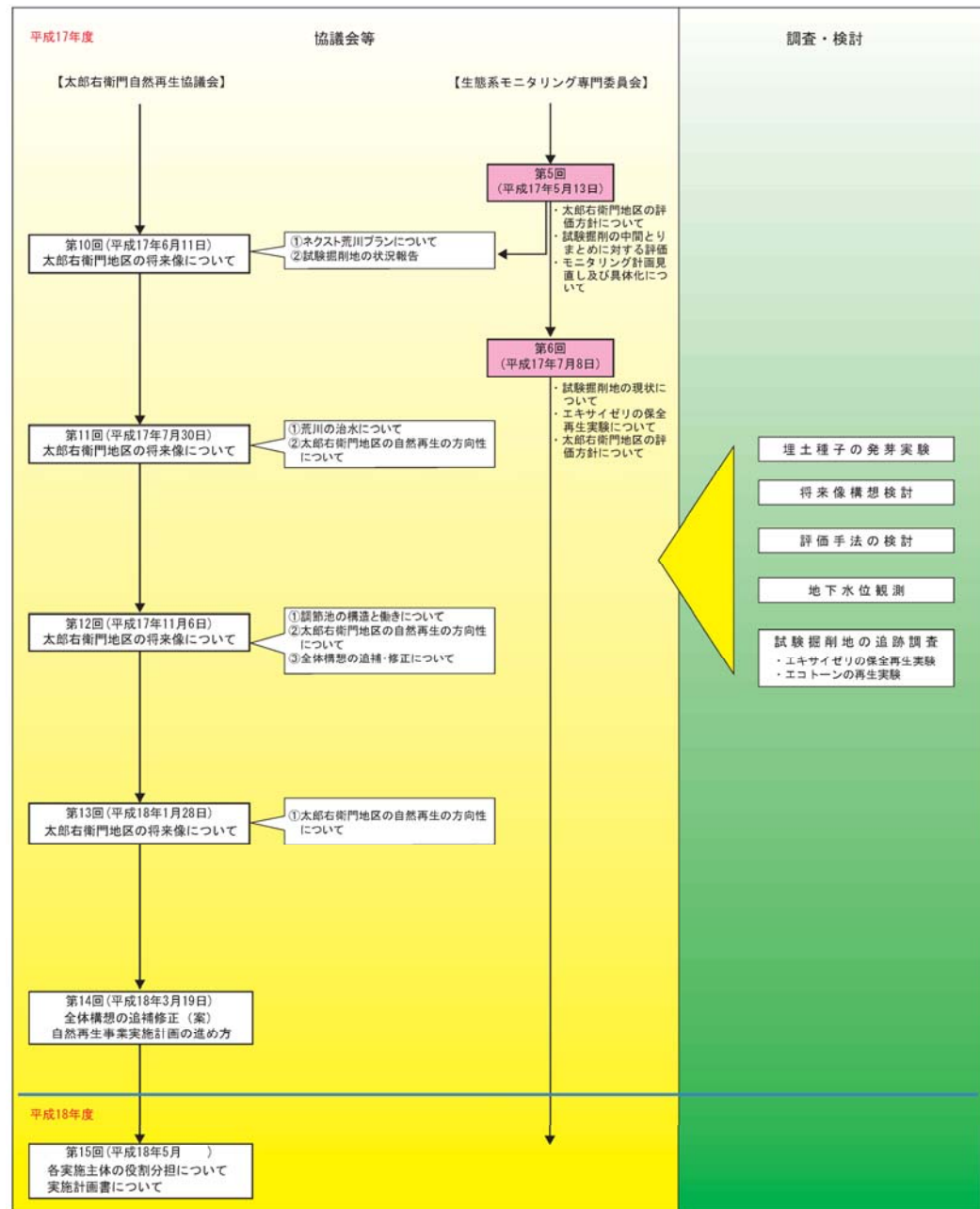
【全体構想書の変更】

○第10回の協議会でネクスト荒川プランの内容について説明

○2年間議論してとりまとめた内容が無駄になるとの意見が多く出された。当初、調節池は100年後との説明であったが、ネクスト荒川では調節池は整備計画で位置づけるとのこと。治水の内容については、自然再生協議会では取り扱わないこととなった。自然再生事業との整合が図れるよう実施することで説明。

○大きな変更点として、止水、流水、止水+流水の3案について検討を行い、止水+流水案で取りまとめることで合意を得た。

○第14回の協議会で全体構想書の変更案について合意を得たことから、平成18年5月に全体構想書の変更。



4. 全体構想書変更経緯の整理

計画に関する速記録の主要な内容の整理

<平成17年6月（第10回協議会）>

- ・協議会第Ⅱ期の委員選出（設置要綱の改正、委員の任期）
- ・ネクスト荒川プランの説明

【ネクスト荒川プランに対する意見】

- ・ネクスト荒川プランは、止水環境から流水環境への変更提案や、調節池の整備時期等が、これまでの協議会における検討と整合がとれない。
- ・計画が変更された根拠、背景を詳しく説明してほしい。
- ・太郎右衛門地区に限らず、上流域や支川も含めた荒川全体を対象とした自然再生を議論していくことができればよい。
- ・過去の協議会で、調節池計画との整合や旧流路の流水環境化は議論されていたので驚く話ではない。ただし、この事業が周辺に及ぼす影響については、きちんと検討していかなければならない。
- ・ネクスト荒川プランには賛同するが、流水環境化により得られるもの、失われるもの、自然に与える影響について議論していく必要がある。
- ・自然再生事業と治水事業とを合わせて行うことには賛成である。旧流路の復元は諸外国でも既に行われ効果をあげており、日本でも進めるべきである。ただし、十分な調査・検討を行う必要がある。
- ・現状のまま堤防を強化し、旧流路を保全した方がよい。
- ・今年度中にプランを策定するというのは、急すぎる。強引だ。
- ・ネクスト荒川プランが良いか、否かは今日この場では結論をだせない。時間をかけて議論したい。
- ・現在の治水計画を詳しく知りたい。
- ・今回提示された治水整備率等の数字は、生活している中での実感と合わない。
- ・自然再生と治水をあわせて検討していくのか、自然再生のみを対象として検討を進めていくのかについて、次回協議会で議論する。

<平成17年7月（第11回協議会）>

- ・荒川の治水計画の概要について事務局から説明を行った後、4つのグループに分かれてワークショップを行った。
- ・ワークショップでは「太郎右衛門地区の自然再生の方向性について」と題して、従来案、ネクスト荒川プラン（第10回協議会で事務局より提案したもの）、その他の案について自由に意見交換を行った。

【主な意見】

- ・止水環境、流水環境、両方とも大事である。
- ・現況の止水環境に生息する希少生物は流水環境では残すことができない。また、復元目標種の希少生物も止水環境に依存するものが多い。これらのことから、従来の止水環境案も尊重すべきである。
- ・ネクスト荒川プランの提案については、可能性が広がったと肯定的に捉えたい。
- ・従来案、ネクスト荒川プランのどちらが良いというのではなく、従来案はひとつのプロセスとして捉え、新たな可能性も合わせて検討すればよい。
- ・治水と環境をリンクさせることにより、よりよい自然再生事業が進んでいくなれば、止水環境と流水環境の両方を進めていくべきである。
- ・対象地域のあるべき姿をどういう自然に戻していくかを議論した上で、方法や形を議論すべきである。
- ・目指すべき自然として本来の荒川の姿について共通認識を持つ必要があり、それは70年前の蛇行が生きていた時代の河川であり、砂の川の荒川である。
- ・かつて生息していたコウノトリをシンボルとできるような湿地環境を創造したい。

4. 全体構想書変更経緯の整理

計画に関する速記録の主要な内容の整理

<平成17年11月（第12回協議会）>

- ・調節池機能の説明
- ・太郎右衛門地区の調節池計画について止水環境・掘削有、止水環境・掘削無、止水＋流水環境案の3案を事務局より提案した。
- ・3案についてグループ毎にワークショップを行い、ワークショップ後、全体討議を行った。

【検討結果】

- 第3案が中心であるが、疑問、課題も残されているので、今回の討議を踏まえて整理し、第3案をベースに第4案、第5案へと発展させていけばよいと思われる。
- 次回の協議会では出来る限りのデータを示し、皆さんにより理解して頂けるようにしたい。
- 第3案にこだわらず、そのバリエーションも考えていきたい。

<平成18年1月（第13回協議会）>

- ・前回の意見を踏まえ「流水＋止水環境修正案」を事務局から提案し、太郎右衛門地区の自然再生の方向性についてワークショップ形式で4グループに分かれて討議した。

【検討結果】

- 太郎右衛門地区の自然再生方針は、流水＋止水環境修正案で進める。
- 今回の議論を基に全体構想をまとめ、さらに実施計画を作成する。その中で流水路の詳細な形状、水確保の方法を含めた堰の位置等を具体的に検討していく。
- 江川問題は江川で配慮すべき事項の提言としてまとめていく必要がある。
- 産廃、ゴルフ場についても検討する必要がある。
- 地元の生活環境にプラスになる事業とする。

<平成18年3月（第14回協議会）>

- ・前回の協議会で、「流水＋止水環境案」を基本とした自然再生を行うことが合意されたことを受けて、自然再生全体構想の追補を事務局から提案するとともに、実施計画作成に向けた取り組み方針について説明し、意見交換を行った。

【検討結果】

- ・江川は、三ツ又沼や荒川ピオトープ等と同様に関連する地域として位置づけられる。→エコロジカルネットワークの検討を主体とした専門委員会を設けることは考えられる。
- ・市野川の導水の施策を削除したのは何故か。
→市野川を上池の水確保の水源対策とした施策は行わないため削除した。市野川の水の浄化については流水保全水路事業として別途検討中である。
- ・第四調節池と自然再生をリンクさせる中で、江川の洪水問題も第四調節池と一緒に検討しなければならない。江川の件は桶川市だけでは難しく、地域、行政、団体が一緒になって考えていく必要があり、この協議会で検討したい。（埼玉県）
- ・江川の下流域を県が買って事業を進めて欲しい。（桶川市）
→現時点では回答できない。（埼玉県）
- ・全体構想の追補案については了解をいただいた。ご意見をいただいた事項については、実施計画策定過程の中で検討していくこととする。

<平成18年5月（第15回協議会）>

- ・現地見学
- ・全体構想書変更（H18.5）の報告
- ・前回の協議会で、追補の内容について合意された全体構想をとりまとめて提示するとともに、実施計画作成に向けた役割分担について説明し、意見交換を行った。